

埼玉西部環境保全組合工事検査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、組合が施行する工事（以下「工事」という。）の検査に関する事務について、法令その他別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 工事の検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中間検査 工事の途中に行う検査で、その工事の状況を査察し、契約の履行を確認する検査
- (2) 出来高検査 部分使用、部分払、工事の打切りその他既済部分を確認する検査
- (3) 完成検査 工事の完成を確認する検査

(検査の執行)

第3条 請負工事金額が500万円を超える工事の検査は、管理者が任命する職員（以下「工事検査員」という。）が行う。

2 前項の検査に当たる工事検査員は、事務局次長（以下「次長」という。）が指名する。この場合において、次長は、必要に応じて、工事の検査を補助させる者を指名することができる。

3 請負工事金額が、500万円以下の工事の検査は、埼玉西部環境保全組合事務決裁規則（平成19年規則第5号）別表中4工事関係事項に定める者が行う。

(工事概要報告書等の提出)

第4条 工事主管所属長（次長及び主席主幹をいう。以下「工事所属長」という。）は、前条第1項に規定する工事の請負契約を締結したときは、速やかに工事概要報告書（様式第1号）により、次長に提出するものとする。当該請負契約を変更したときも、同様とする。

2 次長は、必要と認めるときは、仕様書、設計書、工程表等を提出させることができる。

(検査の手続)

第5条 工事所属長は、第3条第1項に規定する工事の検査を受けようとするときは、

速やかに工事検査依頼書（様式第2号）により、次長に提出するものとする。

- 2 次長は、工事検査依頼書を受領したときは、速やかに工事検査実施通知書（様式第3号）により、工事所属長に通知するとともに、工事検査指名書（様式第4号）により、工事検査員に通知するものとする。

（書類の提出等）

第6条 工事検査員は、工事の検査について必要と認めるときは、工事所属長に対して、関係書類の提出又は意見を求めることができる。

（検査の方法）

第7条 工事検査員は、現地において契約書、仕様書、設計書その他の関係書類（以下「設計図書」という。）と対照し、公正かつ的確に工事の検査を行わなければならない。

- 2 工事検査員は、水中、地中等で直接検査を行いがたい部分の工事の検査については、写真等の記録により考査認定することができる。
- 3 工事検査員は、工事が設計図書に適合しないと認められる相当な理由があるときは、当該工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 4 工事検査員は、理化学試験を行う必要があるときは、請負者に試験研究機関の試験を受けさせなければならない。
- 5 工事検査員は、理化学試験、試運転その他の処置を必要とするときは、その結果により判定しなければならない。

（検査の立会）

第8条 監督員及び請負者は、工事の検査に立ち会わなければならない。

（検査の結果報告等）

第9条 工事検査員は、工事の検査が終了したときは、工事検査報告書（様式第5号）により、次長を経て管理者に報告するとともに、工事検査調書（様式第6号）及び工事検査証（様式第7号）を工事所属長に提出しなければならない。ただし、中間検査については、工事検査証の提出は要しないものとする。

- 2 工事検査員は、工事の検査の結果、契約条項に違反した箇所があるときは、工事検査手直し指示書（様式第8号）により、次長を経て工事所属長に指示しなければならない。

ならない。ただし、工事検査員は、違反の事実が重大と認めるときは、速やかに次長を経て管理者に報告しなければならない。

- 3 工事所属長は、工事の手直しが完了したときは、工事手直し完了報告書（様式第9号）により、工事検査員に報告しなければならない。
- 4 工事検査員は、前項の報告を受けたときは、速やかに再検査をしなければならない。ただし、工事検査員が認めた軽微な手直しについては、再検査を省略することができる。
- 5 第6条から前条までの規定は再検査について、第2項ただし書の規定は第3条第3項に規定する工事の検査について準用する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年11月22日から施行する。
（埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則の一部改正）
- 2 埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則（平成11年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表工事検査規則の項を削る。

第3条第1項中「又は工事主管課長」及び「又は工事を主管する事務局次長、所長、主幹」を削り、同条第2項を削る。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の日の前日までに、埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則の規定により組合が準用する鶴ヶ島市工事検査規則（平成4年規則第2号）によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。